

仕 様 書

令和8年度再生紙購入（単価契約）は、次の仕様によるものとする。

1 規格、予定数量等

（1）用紙規格

A3 297mm×420mm (1, 500枚(500枚/包装×3包装)/箱)

A4 210mm×297mm (2, 500枚(500枚/包装×5包装)/箱)

（2）紙質規格

間伐材により製造されたバージンパルプが30%配合されているもの（クレジット方式によることを可とする）※1であって、かつ、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和4年2月25日閣議決定）の別記の2（1）に掲げるコピー用紙の判断の基準を満たすこととする。

※1「森林認証材・間伐材に係るクレジット方式運用ガイドライン（環境省）」

また、製品の包装は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び焼却処理時の負荷低減に配慮されていることとする。

（3）年間予定数量

別紙1 契約者（契約担当官等）及び予定数量一覧のとおり

※事情により増減する場合がある。

（4）参考商品

販売元：大王製紙株式会社、新生紙パルプ商事、株式会社ファイル

商品名：木になる紙（間伐材30%、古紙パルプ70%を使用していること（クレジット方式））

2 納入場所

別紙2 納入場所のとおりとする。

3 契約単価

別紙2 納入場所への送料については、受注者が負担するものとし、送料を含めた契約単価とする。

4 発注及び納入

（1）発注は、別紙2 納入場所に掲げる納入場所の発注に関する事務を命じられた者（以下「発注職員」という。）が行うこととし、年12回以内とする。

（2）納入は、発注を受けた日の翌日から起算して20日以内（ただし、末日が閏序日の場合は、翌閏序日とする。）の午前9時から午後5時までの間に、各納入場所の検査職員の検査を受けた後、これを行うものとする。なお、前述の納入期限に間に合わないことが見込まれる場合には、その都度、発注職員と協議するものとする。

また、受注者は、物品の納入に際して、建物、備品等の破損及び事故のないよう十分注意するとともに、納入の前日までに発注職員に連絡し、納入の了解を得なければならないものとする。

5 請求方法

請求は、契約者（契約担当官等）ごととし、原則として当該月に納入した物品について月末締めで請求するものとする。

また、請求書は、別紙2 納入場所の納入場所ごとの内訳を添付の上、発注者宛てに提出するものとする。

6 その他

- (1) 不備または不良があることが判明したときは、連絡を受けた後、速やかに対処するものとし、契約書に定める保証期間内における返品、交換等に要する費用は、受注者の負担とする。
- (2) この仕様書に定めのない事項及びその他疑義が生じた場合は、調達事務担当職員と打合せを行うものとする。
- (3) 別紙1・2は令和8年4月1日の予定であって、当該年度の途中において諸般の状況から変更又は追加することがありうる。その場合は名称の変更または追加があった出先機関に対し送り状（変更後の電話番号、郵便番号、住所、機関名等を印字したもの）の発行等、発注者の指示した事項について速やかに対応すること。
- (4) 別紙1の契約者、該当官署の名称等の変更及び予定数量と最終的な発送数量に生じた差異については、契約変更の対象とはしない。

7 環境配慮のチェック・要件化

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、物品・役務の提供に当たり、関連する環境関係法令（グリーン購入法（平成12年法律第100号））を遵守するものとする。

(2) 環境関係法令の遵守以外の取組

受注者は、物品・役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないように、以下の取組に努めるものとする。

- ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。
- イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。
- ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。
- エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。
- オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。
- カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

別紙1

契約者(契約担当官等)及び予定数量一覧

番号	契約者	契約者住所	該当官署	予定数量(箱)	
				A3	A4
1	支出負担行為担当官 近畿農政局長	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町	近畿農政局	93	1503
			近畿農政局滋賀県拠点	10	190
			近畿農政局大阪府拠点	6	133
			近畿農政局兵庫県拠点	27	252
			近畿農政局奈良県拠点	10	130
			近畿農政局和歌山県拠点	12	160
2	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所長	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	20	100
3	分任支出負担行為担当官 近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所次長	兵庫県三木市志染町三津田1525	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	10	60
4	分任支出負担行為担当官 近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所長	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所	10	110
5	分任支出負担行為担当官 近畿農政局土地改良技術事務所長	京都府京都市伏見区深草大龜谷大山町官有地	近畿農政局土地改良技術事務所	10	60
6	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東近江農地整備事業所長	滋賀県東近江市八日市緑町11-24	近畿農政局東近江農地整備事業所	20	50
7	分任支出負担行為担当官 近畿農政局東条川二期農業水利事業所長	兵庫県加東市社490番地66	近畿農政局東条川二期農業水利事業所	20	50
8	分任支出負担行為担当官 近畿農政局亀岡中部農地整備事業所長	京都府亀岡市安町野々神31-5	近畿農政局亀岡中部農地整備事業所	22	68
9	分任支出負担行為担当官 近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	近畿農政局和歌山平野農地防災事業所	40	120
10	分任支出負担行為担当官 瀬戸内海漁業調整事務所長	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎	瀬戸内海漁業調整事務所	1	70
合計				311	3056

別紙2 納入場所

府県名	納 入 場 所	住 所
滋賀	近畿農政局滋賀県拠点	滋賀県大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階
	近畿農政局東近江農地整備事業所	滋賀県東近江市八日市緑町11-24
京都	近畿農政局	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所	京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎56
	近畿農政局土地改良技術事務所	京都府京都市伏見区深草大亀谷大山町官有地
	近畿農政局亀岡中部農地整備事業所	京都府亀岡市安町野々神31-5
大阪	近畿農政局大阪府拠点	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館6階
兵庫	瀬戸内海漁業調整事務所	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎2階
	近畿農政局兵庫県拠点	兵庫県神戸市中央区海岸通29番地 神戸地方合同庁舎4階
	近畿農政局淀川水系土地改良調査管理事務所 加古川水系広域農業水利施設総合管理所	兵庫県三木市志染町三津田1525
	近畿農政局東条川二期農業水利事業所	兵庫県加東市社490番地66
奈良	近畿農政局奈良県拠点	奈良県奈良市法蓮町387番地 奈良第3地方合同庁舎3階
	近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1
和歌山	近畿農政局和歌山県拠点	和歌山県和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎5階
	近畿農政局和歌山平野農地防災事業所	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1